

# 佐賀東部地域森林計画（案）の 概要

佐賀県 農林水産部 森林整備課

撮影場所：太良町

## 目 次

- I - 1 森林計画制度の体系
- 2 地域森林計画の樹立サイクル
- 3 地域森林計画の位置づけ

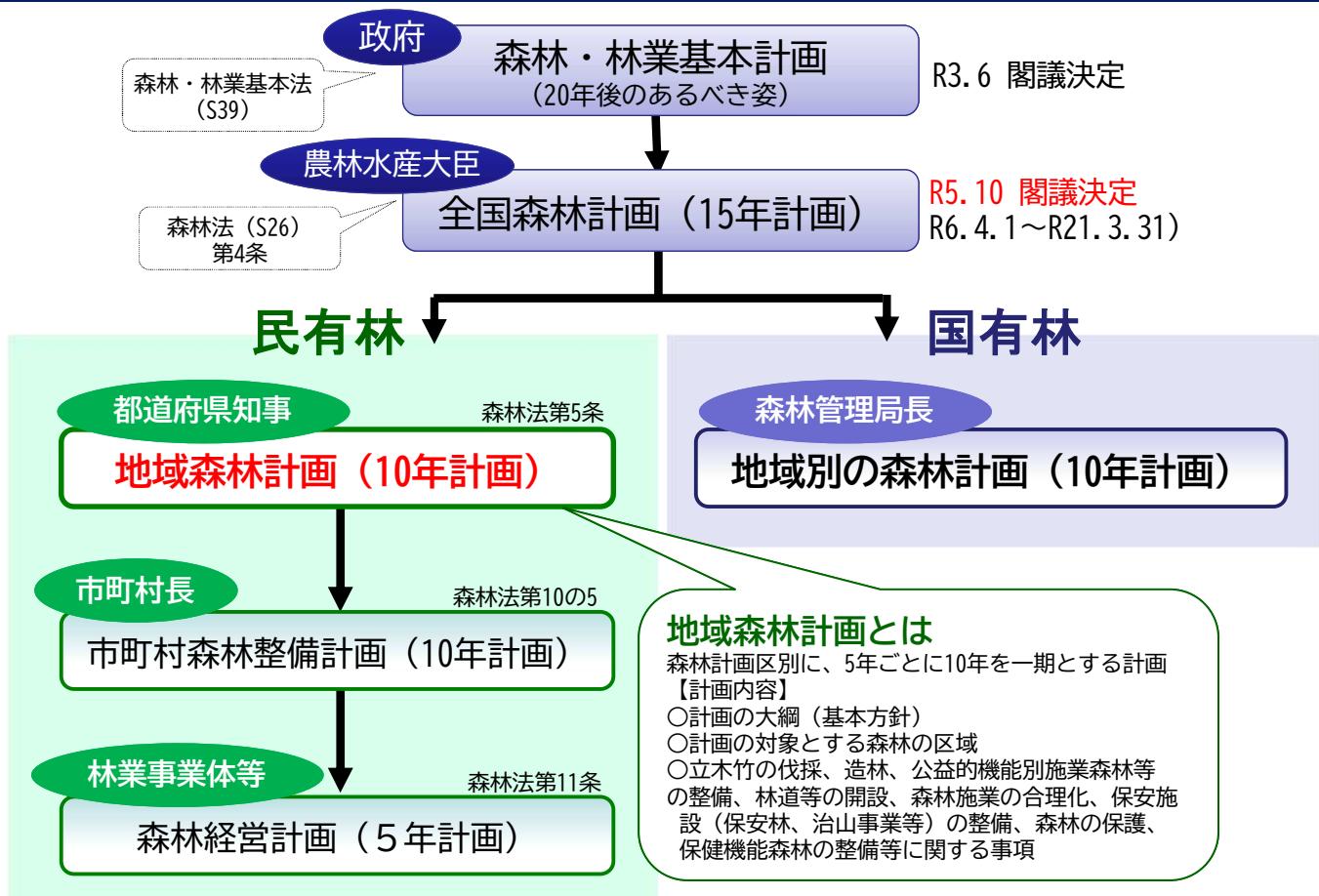
- II - 1 計画区の概況
- 2 計画の対象とする森林の区域
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

- III - 1 - ① 森林資源の推移
- 1 - ② 森林資源の構成（現状）
- 2 - ① 主な計画事項
- 2 - ② 森林の立木竹の伐採
- 2 - ③ 造林
- 2 - ④ 林道の開設その他林産物の搬出
- 2 - ⑤ 森林施業の合理化
- 2 - ⑥ 保安施設（保安林の指定・解除）
- 2 - ⑦ 保安施設（治山事業の実施）

【参考】用語の解説

# I - I 森林計画制度の体系

1



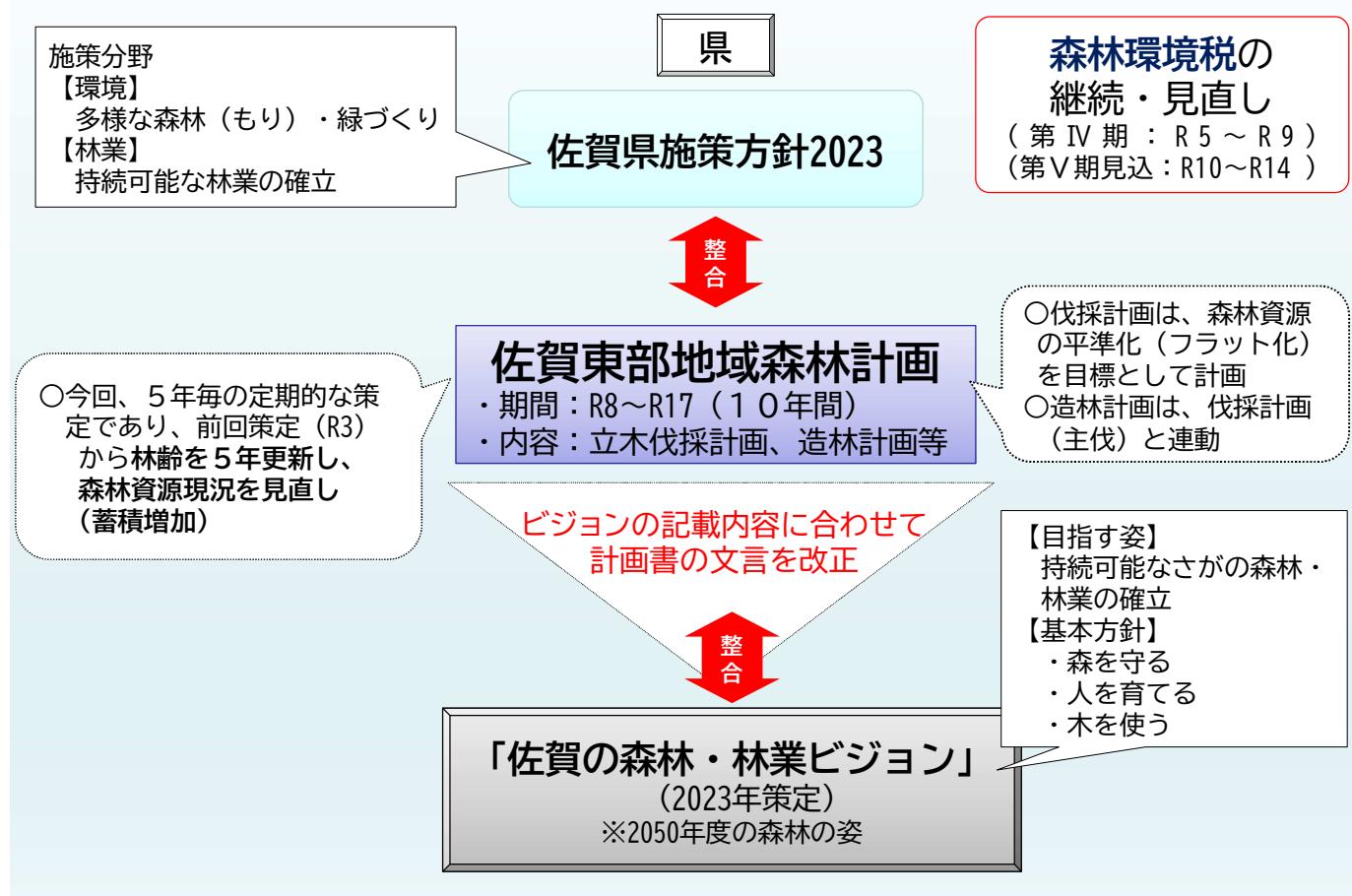
## I - 2 地域森林計画の樹立サイクル

2



# I-3 地域森林計画の位置づけ等

3



## II-1 計画区の概況

4

■森林計画区名 : 佐賀東部地域森林計画区（佐賀市ほか7市、8町）  
佐賀市、鳥栖市、多久市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、  
神埼市、吉野ヶ里町、みやき町、上峰町、大町町、江北町、  
白石町、太良町

### ■地域の概況

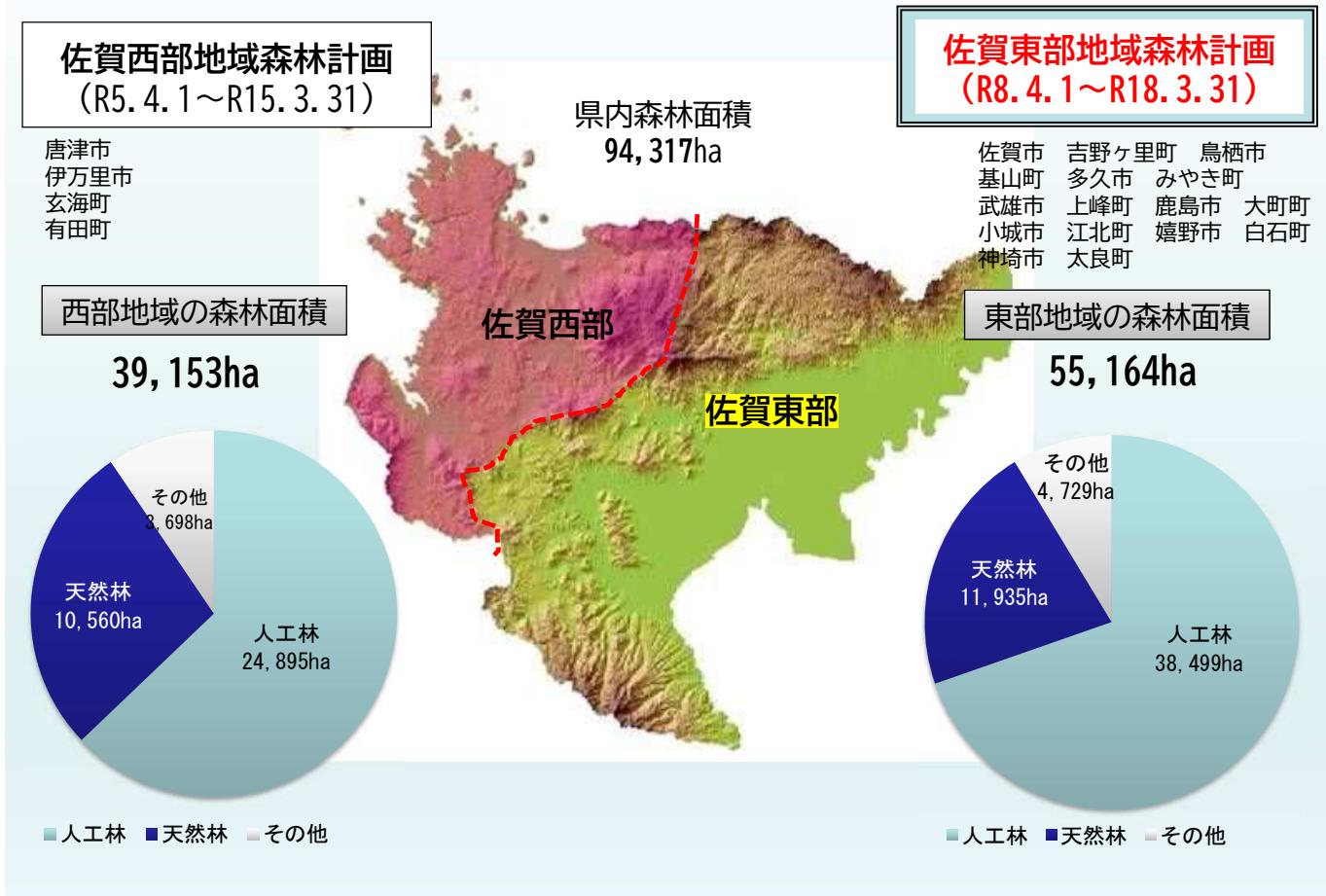
主な山地等 : (福岡県境) 九千部山、脊振山  
(中 部) 天山、八幡岳、黒髪山、神六山  
(長崎県境) 多良岳、経ヶ岳

主な河川 : (1級河川) 筑後川、嘉瀬川、牛津川、六角川  
(2級河川) 塩田川、鹿島川、糸岐川

気象 [5年間平均] : (気温) 佐賀市：18.0°C、嬉野市：16.3°C  
(年降水量) 佐賀市：2,247mm、嬉野市：2,592mm

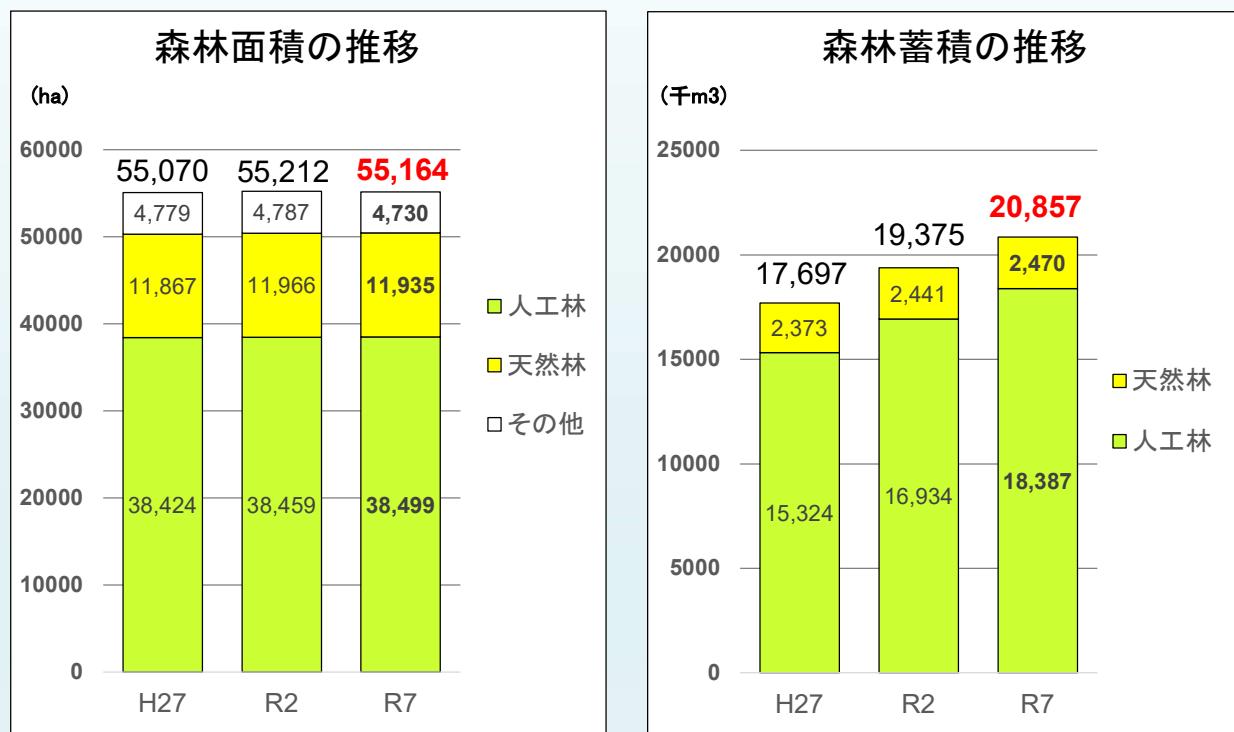
## II-2 計画の対象とする森林の区域

5



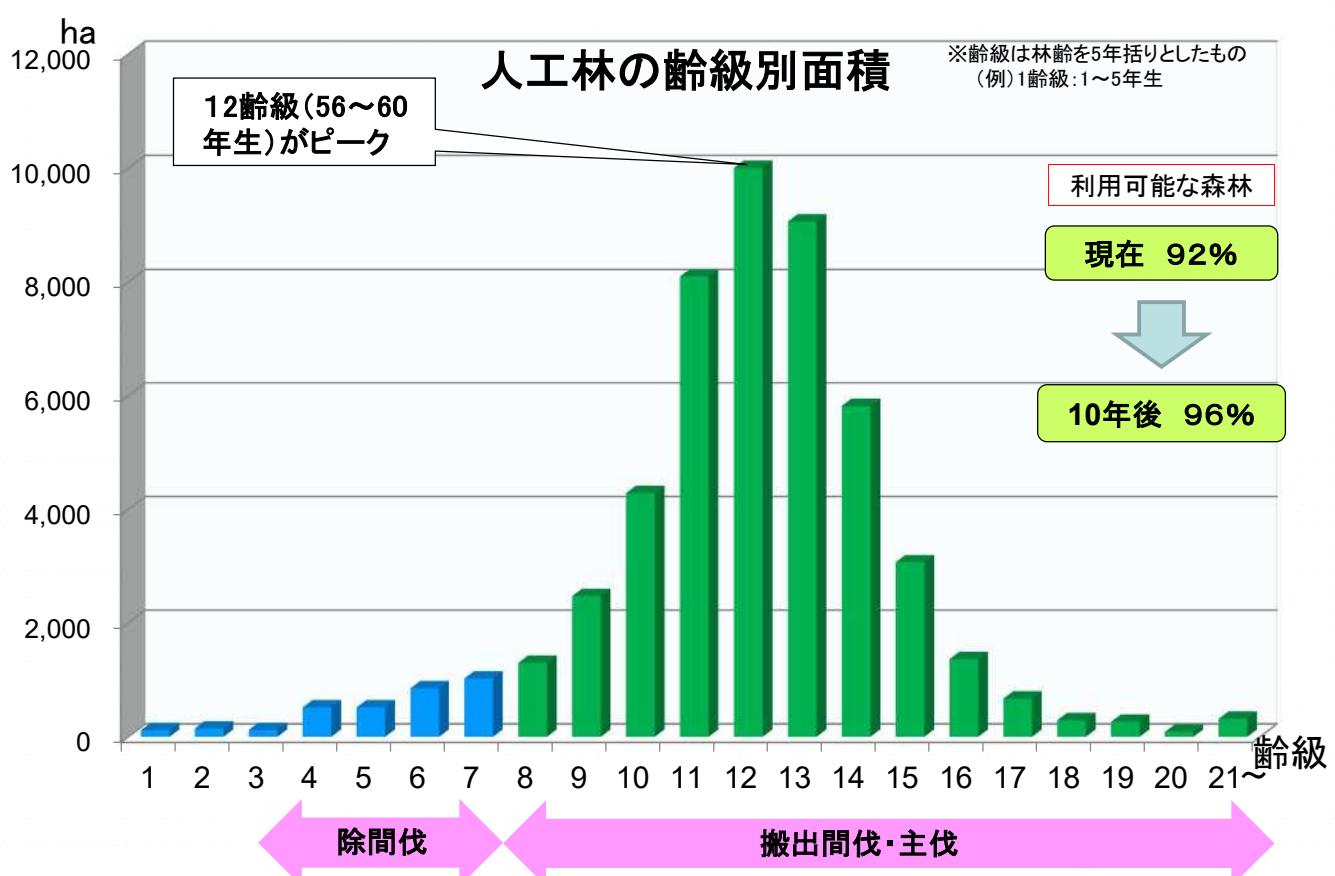
### III-1-① 森林資源の推移

7



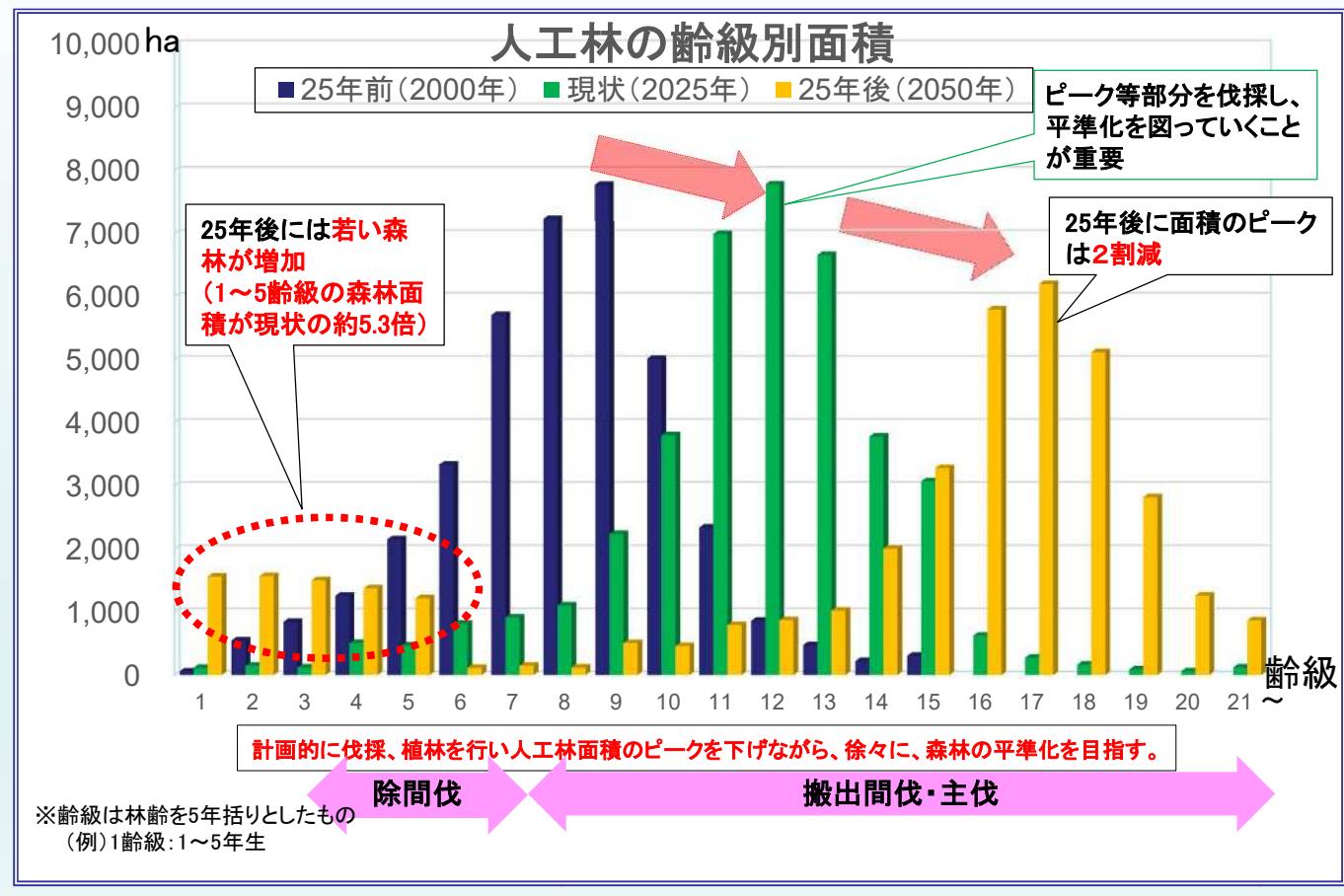
### III-1-② 森林資源の構成

8



### III-1-③ 森林資源の構成

9



### III-2-① 主な計画事項

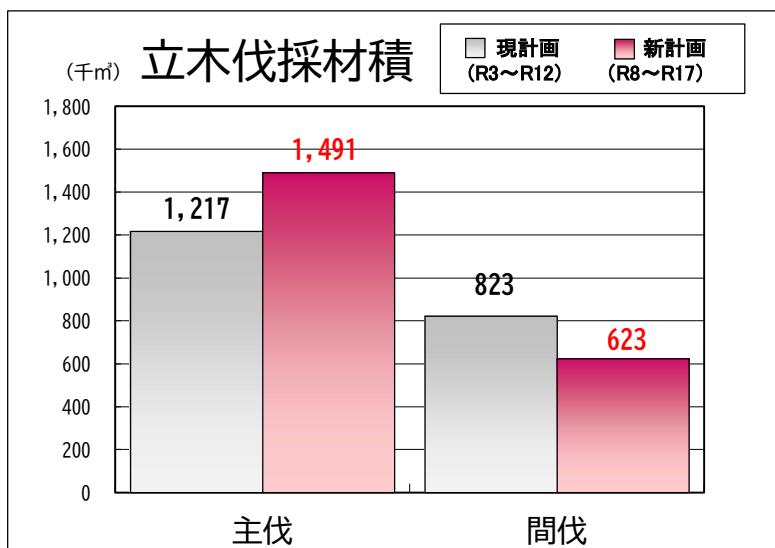
計画事項

10

- 下記事項等について、10年を一期として計画



- 全国森林計画や今後の施策推進等を考慮し、主伐及び間伐計画量を決定



皆 伐

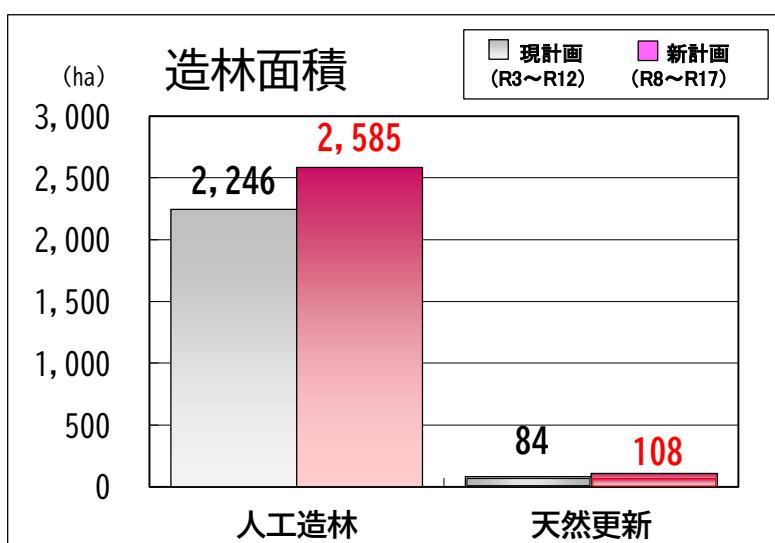


搬出間伐

- 主伐量**は、充実した森林資源（齢級構成）の平準化を目指して、皆伐を推進していくこととし、現計画の約1.2倍で計画
- 間伐量**は、今後の主伐と合わせた全体の伐採量を考慮し、現計画から約24%減で計画

### III-2-③ 造林

- 伐採（主伐）計画量を考慮のうえ、造林の計画量を決定



針葉樹の造林



広葉樹の天然更新

- 人工造林**については、伐採（皆伐）の推進に伴い增加する計画
- 天然更新**については、天然林の伐採量が少ないことから、現計画程度

※天然更新とは、種子の発芽や樹木の切株からの発芽（萌芽）の成長による伐採跡地の更新方法

### III-2-④ 林道の開設その他林産物の搬出

計画事項

13

- ・林道網の整備は骨格的な林道から支線的な林道を主体に整備
- ・トラック運搬のための林道整備から、搬出間伐促進のための高性能林業機械の走行を想定した「森林作業道」の整備にシフト

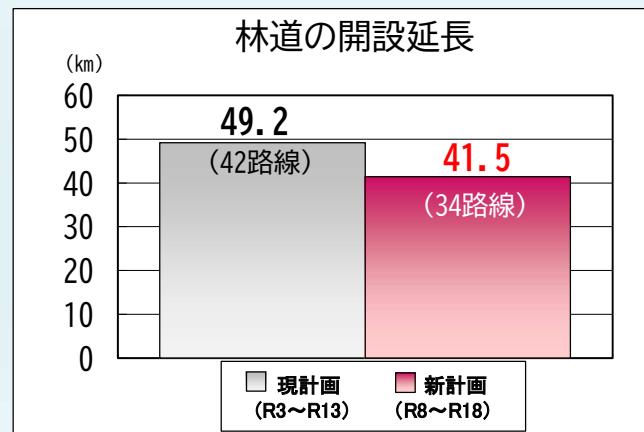


林道の開設

【林道の整備延長及び林道密度】  
(単位 上段: km、下段 ( ) : m/ha)

区分	R7末 (現状)	R18 (10年後)
林道	739.4 (13.4)	780.9 (14.2)

○基幹路網となる林道については、林道密度を10年後に14.2m/haまで延ばすことを目標



### III-2-⑤ 森林施業の合理化

計画事項

14

流域内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、地域の実情に応じ推進

- ・森林経営の受委託による森林の経営規模の拡大（施業集約化の取組方針を明確化）
- ・林業に従事する者の養成及び確保
- ・作業システムの高度化（高性能林業機械の導入の促進）



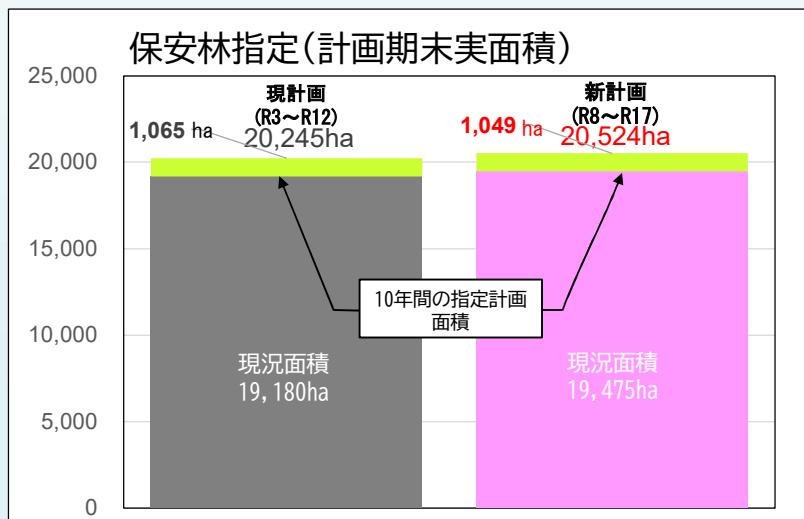
森林作業道作設の研修状況



高性能林業機械による作業状況

## 保安林として管理すべき森林

- ・水源のかん養、土砂流出の防備、公衆の保健等を目的に、保安林の指定を積極的に推進する。また、錯誤により指定された保安林を計画的に解除する

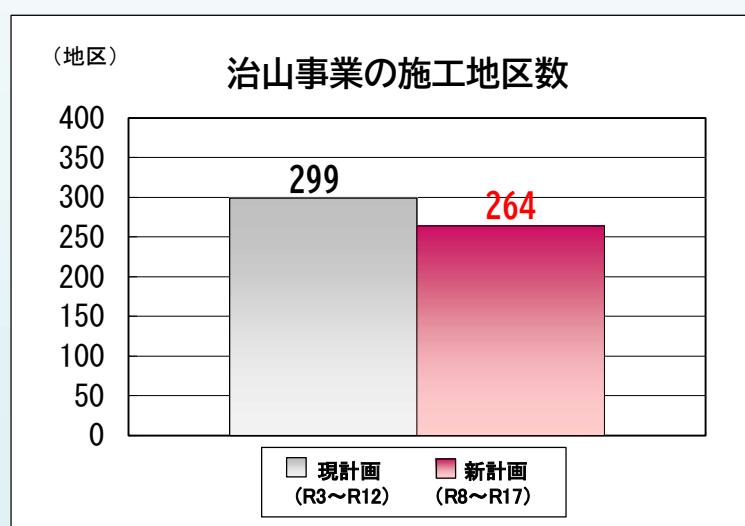


水源涵養保安林

- ・令和15年度末の国割当量を勘案し、計画期間内（R8～R17）の計画量を算出  
計画（※今後10年間で1,050ha指定、79ha解除）

## 実施すべき治山事業

- ・山地災害の激甚化・頻発化を踏まえ、第1次国土強靭化実施中期計画等に基づき、森林整備・治山対策を推進



(復旧後)

山腹崩壊の復旧状況

- ・治山事業の施工地区数は、山地災害危険地区的危険度が高い箇所を優先して計画

## 【用語の解説1】

17

**立木竹**：土地に生育する個々の樹木や竹。

**針葉樹**：細くとがった葉を持つ樹木（スギ、ヒノキ等）。

**広葉樹**：扁平な葉を持つ樹木（クスノキ、クヌギ等）。

**林齢**：森林の年齢。人工林では苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

**齢級**：森林の林齢を5年の幅で括ったもの。1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。

**民有林**：国有林以外をいい、個人、会社等が所有する私有林、県や市町等が所有する公有林に区分される。

**人工林**：人為を加えて成立した森林。

**天然生林**：自然の推移に委ね、主として自然の力を活用することにより、保全・管理されている森林。

**保安林**：水源の涵養等特定の公共目的を達成するため、国や県によって指定される森林。

**要整備森林**：保安林のうち、手入れが行われずに荒廃し、機能低下が懸念される森林。

**治山事業**：国土の保全等目的として、荒廃山地等の復旧や森林の維持・造成を行う公共事業。（保安林が対象）

**環境林**：水環境保全や景観保全などの視点で、多様な森林づくりを進めるために県が独自に選定した森林。

**保健機能森林**：森林浴や森林レクリエーション活動など森林の有する保健機能の増進を図るべき森林。

**主伐**：次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

**皆伐**：一定範囲の樹木を一時に全部伐採する主伐の一種

**択伐**：森林内の樹木の一部を抜き切りする主伐の一種。

## 【用語の解説2】

18

**伐期**：主伐が予定される時期。

**間伐**：樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。

**搬出（利用）間伐**：間伐材を利用するため林外に持ち出す間伐。

**切捨間伐**：採算が合わないことから、間伐材を林内に残置する間伐。

**人工造林（植林）**：苗木の植栽、種子の巻き付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成すること。

**天然更新**：種子の発芽や樹木の切株からの発芽（萌芽）の成長による伐採跡地の更新方法。

**下刈**：植栽した苗木の生育を妨げる雑草等を刈り払う作業。

**森林整備**：森林施業とそのために必要な施設の作設、維持等を通じて森林を育成すること。

**森林施業**：目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

**施業の集約化**：林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から、路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。

**林道**：木材などの林産物を運搬するために森林内に開設された道。

**森林作業道**：林道を補完し、間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

**高性能林業機械**：従来のチェーンソー等に比べて、作業効率等の面で優れた性能を持つ林業機械。

**素材生産**：立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太にする工程。

**集成材**：板材（ラミナ）を繊維（木目）の方向が併行になるように、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。